

意見書案第 3 号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和 7 年 2 月 28 日 提出

牛久市議会議長 諸 橋 太一郎 殿

提出者 出 澤 大

賛成者 大 森 和 夫

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）

選択的夫婦別姓制度とは、夫婦別姓を強制するものではなく、結婚にあたり、それまでの姓をそのまま維持することも、配偶者の姓に改姓することも、いずれでも選択できるようにする制度です。夫婦で同姓になることを希望する人、各自がそれまでの姓を維持することを希望する人のどちらの希望も尊重する制度です。

現在、新たに婚姻する夫婦のうち約 95% で女性が姓を変えており、事実上、多くの女性が結婚に伴い改姓を強いられています。昨年の「ジェンダーギャップ指数」で、日本のランキングは 156 ヶ国中 118 位で、先進国の中で最下位です。夫婦同姓の強制も大きく影響しています。

選択的夫婦別姓制度により、婚姻前から築いてきた仕事上の実績や評価を維持しやすくなり、キャリアの断絶を防ぐことができ、ビジネスや研究など様々な分野での女性活躍に資することになり、国際的な活躍も後押しできます。多様性の尊重は、有為な人材の確保にもつながります。姓の変更に伴う、様々な届出、変更手続などの負担が軽減されます。

「通称」は戸籍制度に基づく法律上の氏名とは異なります。通称使用には限界があり、通称使用できる場面を広げても問題は解決しません。通称の公証化により問題を解決すべきとの意見もありますが、通称はどのようにしても通称に過ぎず、生来の氏名を正式名称として正々堂々と名乗れないという苦痛が続くことを解決できません。

一昨年の全国家庭調査で「夫、妻とも同姓である必要はなく、別姓であってもよい」への賛成割合は単身女性（未婚）で 85.3%、日本経済新聞社が昨年 7 月に実施した世論調査では全体の 69% が同制度に賛成すると回答しています。多くの女性達、経済団体や労働団体からも、選択的夫婦別姓制度の導入を求める声があがっています。

国際的にも、夫婦同姓を法律で強制している国は日本だけです。以前は日本以外にも夫婦同姓を強制する国がありましたが、国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）による勧告の影響などもあって、諸外国では 20 世紀中に法改正が進みました。平成 8 年には、法務大臣の諮問機関である法制審議会も同制度の導入を答申しました。

今こそ、選択的夫婦別姓制度の導入を速やかに実現することを強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

牛久市議会